

会員制の予約型乗合タクシー（B 地区）
実証実験運行業務

プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会
（大和郡山市総務部交通防犯対策課）

1. 事業概要

(1) 業務の名称

会員制の予約型乗合タクシー（B 地区）実証実験運行業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

資料「会員制の予約型乗合タクシー（B 地区）実証実験運行業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 運行区域

仕様書のとおり。

(4) 履行期間

仕様書のとおり。

(5) 提案上限額 計 6,598,000 円

【内訳】①車両運行費 5,122,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

②予約管理費 1,286,000 円（同上）

③初期構築費 190,000 円（同上）

2. 実施形式

本業務に係る委託業者は、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

3. 参加資格要件

本業務への参加は、下記資格を満たしていることを条件とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 納付すべき国税及び大和郡山市に納付すべき地方税を滞納していないこと。
- ④ 本業務を安定して遂行できる経営体力を有すると認められること。
- ⑤ 大和郡山市内に営業所を設置していること。
- ⑥ 次のいずれかの要件を満たすこと。
 1. 奈良県内の地区において、道路運送法第 3 条第 1 号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業につき、同法第 4 条の許可を得ており、本業務を実施するために必要な変更について、令和 7 年 7 月末までに同法第 15 条の認可を得られる見込みであること。
 2. 同法第 3 条第 1 号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業につき、同法第 4 条の許可を得ている者（道路運送法施行規則第 5 条により定められた生駒交通圏

で営業できる者に限る。)で、令和7年7月末までに本業務について同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業につき、同法第4条の許可を得られる見込みであること。

4. 手続き及びスケジュール

- (1) 本プロポーザルに係るスケジュールは、次の通りを予定している。なお、変更する場合は事前に連絡を行う。

実施内容	実施期間または期日
プロポーザル実施の公表	令和7年4月7日(月)
質問受付期限	令和7年4月10日(木)
質問回答期限	令和7年4月11日(金)
参加表明書等提出期限	令和7年4月14日(月)
事業者提案書等提出期限	令和7年4月18日(金)
選定委員会	令和7年4月25日(金)
選定結果の通知(優先交渉権者決定)	令和7年4月28日(月)

- (2) 仕様書等の配付

本プロポーザルに参加を希望する事業者へ、次のとおり仕様書等の書類を配付する。

① 配付資料

- ・資料「仕様書」
- ・様式1「質問書」
- ・様式2「参加表明書」
- ・様式3「参加辞退届」
- ・様式4「暴力団に関与しない旨等の誓約書兼承諾書」
- ・様式5「事業者提案書」
- ・様式6「見積書及び内訳書」

② 配付方法

- ・本市ホームページに公開する。

5. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類

様式1「質問書」

- (2) 提出期限

令和7年4月10日(木) 17:00 まで

- (3) 提出方法

下記提出先へ電子メールまたは持参にて提出すること。

(4) 提出先

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248 番地 4

大和郡山市 総務部 交通防犯対策課 (担当 源田宛て)

anzen@city.yamatokoriyama.lg.jp

※電子メールの場合は、件名に「【社名】質問書の送付」と記載すること

(5) 回答方法

回答は、令和 7 年 4 月 11 日(金)に各社からの質問を取りまとめ、本市ホームページに掲載する。

6. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ・様式 2「参加表明書」
- ・様式 2 に記載する添付書類
- ・様式 4「暴力団に関与しない旨等の誓約書兼承諾書」

(2) 提出方法

下記提出先へ持参または郵送にて提出すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 14 日 (月) 17:00 まで (郵送の場合、同日必着)

(4) 提出方法

直接持参、または、郵送

(5) 提出先

〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4

大和郡山市 総務部 交通防犯対策課 (担当 源田宛て)

(6) 参加の辞退

様式 2「参加表明書」を提出した事業者が本プロポーザルを辞退する場合は、提案書の提出期限までに様式 3「参加辞退届」を提出するものとする。なお、提案書の提出を辞退した者が以後当協議会との契約その他取引等において不利益となるものではない。

7. 事業者提案書等の提出

本プロポーザルに関する事業者提案書等は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ・様式 5「事業者提案書」
- ・様式 6「見積書及び内訳書」

(2) 提出部数

正本：1 部、副本：5 部

- ① 様式 5「事業者提案書」は、代表者印を押印した正本1部、会社名等を伏せた副本 5 部を提出すること。
副本は、選定時に使用するため会社名が推測できる記述はしないこと。
記載内容は「9. 事業者提案書作成要領等」を参照すること。記載量により複数ページにまたがっても構わない。
- ② 様式 6「見積書及び内訳書」は1部でよい。代表者印を押印すること。
- (3) 提出期限
令和 7 年 4 月 18 日（金）17:00 まで（郵送の場合、同日必着）
- (4) 提出方法
直接持参、または、郵送
- (5) 提出先
「6. 参加表明書等の提出」に同じ。

8. 審査および優先交渉権者の決定について

「7. 事業者提案書等の提出」により提出された書類について、選考委員会にて書類選考を実施し、最高得点者1者を優先交渉権者として決定する。なお最高得点者が複数の場合は、様式 2「参加申込書」の先着順とする。また、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

審査の注意点および評価については「9. 事業者提案書作成要領等」および「10. 評価の観点および配点」を参照すること。

9. 事業者提案書作成要領等

No.	審査対象	審査項目	作成における注意点
1	見積り	費用	本業務を遂行する上で必要となる費用明細を記載すること。
2	事業者提案書	営業実績	一般乗合旅客自動車運送事業者または一般乗用旅客自動車運送事業者としての実績、知見等を記載すること。
3		地域理解	運行区域における日常の運行頻度や乗務員への地理研修など、当区域の地理、道路事情への理解について記載すること。
4		合理的な運行体制	運行管理や配車管理に関するシステム等の体制およびシステム故障時の運行継続体制について記載すること。
5		同時運用可能な車両台数	予備車を含め、本事業に同時に運用可能な車両台数を記載すること。 ※運行日においては1台を本事業用に確保し、故障等、当該車両の運用ができなくなった際は速やかに予備車を用意し運行を継続しなければならない。
6		配車時間	運行区域最寄りの営業所から、最も遠い乗降所までの、予約を受けてから実際に乗車地に到達するまでの配車見込時間を記載すること。
7		利用者の利便性に資する提案	本格運行に移行すると仮定し、その際に利用者の利便性の観点から、事業者において改善できる内容を提案すること。 ※今後の事業展開の参考として求めるものであり、本格運行の実施や、その事業の委託を確約または保証するものではない。

10. 評価の観点および配点

		審査対象	配点
評価の 観点	見積り	見積費用	20
	事業者提案書	記載内容	80
合計			100

11. 契約までの手続

(1) 業務仕様書

優先交渉権者が提出した事業者提案書等をもとに、優先交渉権者と具体的な条件や内容を協議して業務仕様書を修正し、最終的に協議が整ってから随意契約の手続に進む。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優先交渉権者との協議を中止し、次席者と協議する。

(2) 見積書

修正した業務仕様書に基づき、優先交渉権者（優先交渉権者との協議が整わない場合は次席者）から改めて見積書を徴取する。なお、改めて徴取された見積書の金額は、提案時に提出された見積書の金額を超えないこととする。ただし、本業務実施に関わる対応条件や責務範囲に変更が生じた場合は、この限りではない。

(3) 契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約とする。

12. その他

- ・各書類等の作成及び提出、並びに契約書の作成や提出に係る経費は、すべて参加する事業者の負担とする。
- ・本プロポーザルの内容に関わる情報の公開が求められた場合は、「大和郡山市情報公開条例」に準じ処理を行う。（注：公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについては非公開）
- ・契約手続及び業務執行において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限るものとする。
- ・本協議会及び本市は参加する事業者の事業者提案書を本プロポーザル以外の目的で使わないものとする。
- ・参加する事業者より提出された資料については返却しないものとする。
- ・本プロポーザルへ参加する事業者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使わないものとする。

13. 担当・連絡先

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248 番地 4

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会事務局（大和郡山市総務部交通防犯対策課）

対応時間： 9:00～17:00（土日祝日除く）

電話番号： 0743-53-1151

E-mail : anzen@city.yamatokoriyama.lg.jp

担当 : 上谷、源田